

一 当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等（法第四十五条第一項第二号イに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申請に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であつて、当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

二 当該申請に係る特定非営利活動法人の役員（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に關係しない者）

第十二条 法第四十五条第一項第二号イに規定する当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に關係しない者で内閣府令で定めるものは、当該申請に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該申請に係る特定非営利活動法人の活動に關係しない者とする。

第十三条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める活動は、次に掲げるものとする。

一 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等（法第四十五条第一項第二号イに規定する会員等をいう。以下同じ。）から得て行うもの

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う業務の提供で、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第四条第一項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申請に係る特定非営利活動法人に支払う当該業務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該業務

の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

三 法別表第十九号に掲げる活動又は同表第二十号の規定により同表第十九号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成（その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動）

第十四条 法第四十五条第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。

第十五条 法第四十五条第一項第二号ロ（4）に規定する内閣府令で定める地域は、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区）の区域の一部で地縁に基づく地域とする。

第十六条 法第四十五条第一項第三号イ（1）に規定する内閣府令で定める特殊の關係は、次に掲げる關係とする。

一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にある關係

二 使用人である關係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している關係

三 前二号に掲げる關係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしていない者との關係

第十七条 法第四十五条第一項第三号イ（2）に規定する内閣府令で定める關係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の關係（以下この条において「直接支配關係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配

關係がある若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配關係がある若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

（役員又は使用人である者との特殊の關係）

第十八条 法第四十五条第一項第三号イ（2）に規定する内閣府令で定める特殊の關係は、第二十六条第二号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる關係とする。

（特定の者の数の役員総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定）

第十九条 法第四十五条第一項第三号イに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たつては、当該特定非営利活動法人の責めに帰さないこととなつた事由により当該基準に適合しないことになつた場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していることと認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

（取引の記録並びに帳簿及び書類の保存）

第二十条 法第四十五条第一項第三号ハの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十三条から第五十九条までの規定に準じて行うものとする。

（不適正な經理）

第二十一条 法第四十五条第一項第三号ニに規定する内閣府令で定める經理は、当該特定非営利活動法人の經理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な經理とする。

（役員、社員、職員若しくは寄附者等との特殊の關係）

第二十二条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める特殊の關係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる關係とする。

（特定の者と特別の關係がないものとされる基準）

第二十三条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

1 令第五号第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五号第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。

2 令第五号第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、第五号第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。

3 令第五号第二項第二号に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、第七号第一号及び第四号に掲げる金額とする。

一 当該役員の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の關係のある者）をいう。以下この項並びに第三十二条第一項第三号ロ及び第五号において同じ。）に対し報酬又は給与の支給に關して特別の利益を与えないこと。

二 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関する特別の利益を与えないこと。

三 役員等に対し役員等の選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に關して特別の利益を与えないこと。

四 営利を目的とした事業を行う者、法第四十五条第一項第四号イ（1）、（2）若しくは（3）に掲げる活動を行う者又は同号イ（3）に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

（特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合）

第二十四条 法第四十五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち当該特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（小規模法人に關する特例）

第二十五条 令第五号第二項に規定する内閣府令で定める要件は、第四号各号に掲げるものとする。

第二十六条 令第五号第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第五号第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。

第二十七条 令第五号第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第五号第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。

第二十八条 令第五号第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第五号第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。

第二十九条 令第五号第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第五号第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。

第三十条 令第五号第二項に規定する内閣府令で定めるものは、第五号第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。

(認定に関する意見聴取)

第二十六条 所轄庁が、法第四十七条第四号に掲げる事由の有無について、法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときは、当該申請に係る特定非営利活動法人から提出された滞納処分に係る国税又は地方税の納税証明書を示して行うものとする。

(所轄庁以外の関係知事に対する認定の通知等) 第二十七条 法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該認定に係る特定非営利活動法人の次に掲げる事項とする。

- 一 名称
- 二 代表者の氏名
- 三 主たる事務所及び法第四十九条第三項の通知を受ける所轄庁以外の関係知事(同項に規定する所轄庁以外の関係知事をいう。以下同じ。)の管轄する区域内に所在するその他の事務所の所在場所及び電話番号(ファクシミリ)の番号を含む。)その他の連絡先
- 四 当該認定の有効期間

2 法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第一号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

(認定の有効期間の更新の届出) 第二十八条 法第五十一条第五項において準用する法第四十九条第四項(第一号に係る部分を除く。)の規定による同項第二号及び第三号に掲げる書類の提出は、様式第二号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

(認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用) 第二十九条 第四条から第二十六条までの規定は、法第五十一条第二項の有効期間の更新について準用する。

(所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請の添付書類) 第三十条 法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 法第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項第一号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる添付書類の写し
- 二 認定に関する書類の写し
- 三 法第五十五条第一項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類の写し

四 法第五十五条第二項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第三項の書類の写し

(定款の変更の通知等) 第三十一条 所轄庁は、法第五十三条第三項の通知をしようとするときは、当該認定特定非営利活動法人の第二十七条第一項各号に掲げる事項について通知するものとする。

2 法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第三号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

(認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類) 第三十二条 法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
- ロ 役員等との取引

四 寄附者(当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

イ 役員等に対する報酬又は給与の状況

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

2 法第五十四条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、法第四十五条第一項第三号

(ロに係る部分を除く。)、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいづれにも該当していない旨を説明する書類とする。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(所轄庁以外の関係知事への書類の提出) 第三十三条 法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第四号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

2 法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第五号により作成した提出書を法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の都道府県知事に提出してするものとする。

(特例認定特定非営利活動法人に関する認定特定非営利活動法人に係る規定の準用) 第三十四条 第二十六条の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第四十七条第四号に掲げる事由の有無につき法第六十二条において準用する法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときについて、第二十七条の規定は法第六十二条において準用する法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第三十条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類について、第三十一条第一項の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第五十二条第三項の通知をしようとするときについて、第三十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項について、それぞれ準用する。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

(合併の認定の通知等) 第三十五条 法第六十三条第一項の認定又は同条第二項の認定の申請を受けた所轄庁は、直ちに、合併によって消滅する各特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事又は指定都市の長にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により通知をした所轄庁は、同項の通知に係る申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を同項の通知を受けた都道府県の知事又は指定都市の長に通知するものとする。

3 法第六十三条第五項において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第六号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

4 法第六十三条第五項において準用する法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第七号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

5 第四条から第二十七条までの規定は、法第六十三条第一項の認定及び同条第二項の認定について準用する。この場合において、第十条、第十一号各号、第十二号、第十三号第一号及び第二号、第二十四条並びに第二十六条中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立した」と、同条中「滞納処分」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の滞納処分」と読み替えるものとする。

附則 (施行期日) 第一条 この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(特定非営利活動促進法施行規則等の廃止) 第二条 次に掲げる内閣府令は、廃止する。

- 一 特定非営利活動促進法施行規則(平成十年総理府令第四十三号)
- 二 特定非営利活動促進法第二十六条第三項の事務の引継ぎに関する内閣府令(平成十年総理府令第四十四号)
- 三 内閣府の所管する内閣府本府関係係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年内閣府令第三十一号)

(経過措置) 第三条 第三条の規定は、この府令の施行の日以後に行われた定款の変更の認証について適用し、同日以前に行われた定款の変更の認証については、なお従前の例による。

2 法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第五十六号)附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令(第四項

3 法第六十三条第五項において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第六号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

3 法第六十三条第五項において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第六号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

4 法第六十三条第五項において準用する法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第七号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

5 第四条から第二十七条までの規定は、法第六十三条第一項の認定及び同条第二項の認定について準用する。この場合において、第十条、第十一号各号、第十二号、第十三号第一号及び第二号、第二十四条並びに第二十六条中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立した」と、同条中「滞納処分」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の滞納処分」と読み替えるものとする。

附則 (施行期日) 第一条 この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

様式第3号(第31条第2項関係)

様式第3号(第31条第2項関係) 年 月 日

趣意者知事 殿 (特定非営利活動法人の名称)
代表者名氏
正・副事務所の住所
電話番号

特定非営利活動促進法第31条第2項の趣意者知事に対する
特定非営利活動法人の事務所の所在を記載する書類(以下「書類」といいます。)提出の趣意書の提出に当たり、特定非営利活動促進法(以下「法」といいます。)第31条第2項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業目的書
- 2 経費計算書
- 3 貸付明細書
- 4 財産目録
- 5 年度役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は住所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 総会に関する書類の写し
- 10 監事に関する書類の写し
- 11 業務執行機関の主任若しくは事務年度の副幹事名簿の写し
- 12 当該法人の役員及び職員に該当する者(役員及び職員)の氏名(以下「役員及び職員」といいます。)、及び当該法人の役員及び理事年度の事業計画書及び決算書並びに各月毎の経理目録を提出するもの
- 13 当該法人が受ける予定の具体的な公益的公益事業の内容を記載した書類の写し
- 14 総会に関する書類の写し

(備考)

- 1 期別の大きさは、日本産産機構規程とすること。
- 1以外の2で掲げる書類については、提出に際して提出したもののうち最近のものを出すべきこと。ただし、当該提出の書類が提出されるまでの間は、当該法人の事業計画書及び理事年度の事業計画書及び決算書並びに各月毎の経理目録を提出するもの。
- 1及び2に掲げる書類については、当該法人の役員及び職員に該当する者(役員及び職員)の氏名(以下「役員及び職員」といいます。))及び住所又は住所を記載した書面(以下「書面」といいます。))を提出するものとする。
- 当該法人の役員及び職員に該当する者(役員及び職員)の氏名(以下「役員及び職員」といいます。))及び住所又は住所を記載した書面(以下「書面」といいます。))を提出するものとする。

様式第4号(第33条第1項関係)

様式第4号(第33条第1項関係) 年 月 日

趣意者知事 殿 (特定非営利活動法人の名称)
代表者名氏
正・副事務所の住所
電話番号

所轄庁以外の関係者に対する特定非営利活動促進法第33条第1項の
特定非営利活動促進法(以下「法」といいます。))第33条第1項の規定を受けたため、当該法人において受領する法第33条第1項の規定による、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業目的書
- 2 経費計算書
- 3 貸付明細書
- 4 財産目録
- 5 年度役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は住所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 総会に関する書類の写し
- 10 監事に関する書類の写し
- 11 当該法人の役員及び職員に該当する者(役員及び職員)の氏名(以下「役員及び職員」といいます。))及び住所又は住所を記載した書面(以下「書面」といいます。))を提出するものとする。
- 12 当該法人が受ける予定の具体的な公益的公益事業の内容を記載した書類の写し
- 13 所轄庁に関する書類の写し

(備考)

- 1 期別の大きさは、日本産産機構規程とすること。
- 1以外の2で掲げる書類については、提出に際して提出したもののうち最近のものを出すべきこと。ただし、当該提出の書類が提出されるまでの間は、当該法人の事業計画書及び理事年度の事業計画書及び決算書並びに各月毎の経理目録を提出するもの。
- 1及び2に掲げる書類については、当該法人の役員及び職員に該当する者(役員及び職員)の氏名(以下「役員及び職員」といいます。))及び住所又は住所を記載した書面(以下「書面」といいます。))を提出するものとする。
- 当該法人の役員及び職員に該当する者(役員及び職員)の氏名(以下「役員及び職員」といいます。))及び住所又は住所を記載した書面(以下「書面」といいます。))を提出するものとする。

様式第5号(第33条第2項関係)

様式第5号(第33条第2項関係) 年 月 日

趣意者知事 殿 (特定非営利活動法人の名称)
代表者名氏
正・副事務所の住所
電話番号

特定非営利活動促進法第33条第2項において規定する法第33条第2項の
特定非営利活動促進法(以下「法」といいます。))第33条第2項の規定を受けたため、当該法人において受領する法第33条第2項の規定による、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業目的書
- 2 経費計算書
- 3 貸付明細書
- 4 財産目録
- 5 年度役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は住所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 総会に関する書類の写し
- 10 監事に関する書類の写し
- 11 当該法人の役員及び職員に該当する者(役員及び職員)の氏名(以下「役員及び職員」といいます。))及び住所又は住所を記載した書面(以下「書面」といいます。))を提出するものとする。
- 12 当該法人が受ける予定の具体的な公益的公益事業の内容を記載した書類の写し
- 13 所轄庁に関する書類の写し

(備考)

- 1 期別の大きさは、日本産産機構規程とすること。
- 1以外の2で掲げる書類については、提出に際して提出したもののうち最近のものを出すべきこと。ただし、当該提出の書類が提出されるまでの間は、当該法人の事業計画書及び理事年度の事業計画書及び決算書並びに各月毎の経理目録を提出するもの。
- 1及び2に掲げる書類については、当該法人の役員及び職員に該当する者(役員及び職員)の氏名(以下「役員及び職員」といいます。))及び住所又は住所を記載した書面(以下「書面」といいます。))を提出するものとする。
- 当該法人の役員及び職員に該当する者(役員及び職員)の氏名(以下「役員及び職員」といいます。))及び住所又は住所を記載した書面(以下「書面」といいます。))を提出するものとする。

様式第6号(第35条第3項関係)

様式第6号(第35条第3項関係) 年 月 日

趣意者知事 殿 (特定非営利活動法人の名称)
代表者名氏
正・副事務所の住所
電話番号

所轄庁以外の関係者に対する特定非営利活動促進法第35条第3項の
特定非営利活動促進法(以下「法」といいます。))第35条第3項の規定を受けたため、当該法人において受領する法第35条第3項の規定による、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 合併目的の事業年度及び理事年度の事業計画書
- 2 合併目的の事業年度及び理事年度の事業計画書
- 3 合併目的の経理目録
- 4 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は住所を記載した書面
- 5 役員名簿
- 6 定款
- 7 合併の総会に関する書類の写し
- 8 合併の監事に関する書類の写し
- 9 業務執行機関の主任若しくは事務年度の副幹事名簿の写し
- 10 当該法人の役員及び職員に該当する者(役員及び職員)の氏名(以下「役員及び職員」といいます。))及び住所又は住所を記載した書面(以下「書面」といいます。))を提出するものとする。
- 11 当該法人が受ける予定の具体的な公益的公益事業の内容を記載した書類の写し
- 12 合併の総会に関する書類の写し

(備考)

- 1 期別の大きさは、日本産産機構規程とすること。
- 1以外の2で掲げる書類については、提出に際して提出したもののうち最近のものを出すべきこと。ただし、当該提出の書類が提出されるまでの間は、当該法人の事業計画書及び理事年度の事業計画書及び決算書並びに各月毎の経理目録を提出するもの。
- 1及び2に掲げる書類については、当該法人の役員及び職員に該当する者(役員及び職員)の氏名(以下「役員及び職員」といいます。))及び住所又は住所を記載した書面(以下「書面」といいます。))を提出するものとする。
- 当該法人の役員及び職員に該当する者(役員及び職員)の氏名(以下「役員及び職員」といいます。))及び住所又は住所を記載した書面(以下「書面」といいます。))を提出するものとする。

